

議案第60号

八幡浜市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市消防団条例の一部を改正する条例

八幡浜市消防団条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
(欠格条項) 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 <u>(1) 禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることができなくなるまでの者 <u>(2)</u> ・ <u>(3)</u> (略)	(欠格条項) 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 <u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>こ</u> <u>(2) 禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることができなくなるまでの者 <u>(3)</u> ・ <u>(4)</u> (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うため。

